**質 問 回 答 書**

契約番号

件　　名　　南部児童相談所一時保護所 児童指導業務人材派遣

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問 | 回　答 |
| 仕様書１ページ　４（1）アの学習活動について、何歳から何歳の児童が対象になるのか。 | 対象児童の年齢は６歳から18歳までとなり、小学生低学年・小学生高学年・中高生の３つのクラスに分かれて学習活動を行っています。 |
| 仕様書１ページ　４（1）アの添削指導について、どの程度の指導を求められるのか。 | 主担当として学習指導担当職員がおり、派遣職員は、あらかじめ用意された解答を見ながら添削をしていただくことが基本となります。 |
| 仕様書１ページ　４（1）イの活動について、外に散歩に行ったりすることがあるのか。 | 近隣の公園や体育館（それぞれ徒歩片道10分程度）に行き、移動を含めて1時間30分ほどの枠でスポーツ等をすることが週２～３回程度あります。この場合でも、主担当として学習指導担当職員等がいます。 |
| 仕様書２ページ　10　時間外労働について、時間外労働は、予定時間を超えることはないという理解でよろしいでしょうか。また超えることがある場合には、超過分を別途請求させていただくことは可能でしょうか。 | 基本的に時間外労働は想定しておりません。また、緊急時などでやむを得ず時間外労働が発生する場合は、超過分について請求可能です。 |
| 仕様書２ページ　12（2）　派遣労働者の居住区などの情報について、個人情報の保護の観点から、派遣者の「居住区」についての公表が難しい場合は別途対応の協議は可能でしょうか。 | 　居住区に関しては、公表が難しい場合、別途協議のうえで対応を決定させていただきます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問 | 回　答 |
| 仕様書２ページ　12（4）　派遣者の交替について、ア～カに示される事項が発生した場合に、甲の一方的な判断での交替となるという理解でよろしいでしょうか。その事項のその程度に依存する部分はあるかと存じますが、指導により改善の見込みがあると判断される場合には、甲と乙で協議はなされますでしょうか。ご教示ください。 | どのような事項にどの程度該当するか、また、改善の見込みなどについて、甲と乙と協議をしたうえで、交替の必要性について決定します。 |
| 仕様書３ページ　15　勤怠管理について、派遣事業者からの報告が必要なのか。派遣社員本人からの報告とすることは可能か。 | 緊急時等やむを得ない場合は派遣社員本人からの報告でも可とします。　ただし、欠勤となる場合は代わりの方を派遣いただき、就業日には３名の方が従事できることが基本となります。 |
| 仕様書４ページ　23　事故の発生の報告について、「乙は業務遂行にあたり事故が発生したときは、直ちに甲に報告し」とありますが、履行場所（派遣先）で事故が発生した場合には、派遣者から乙に報告する前に、派遣先責任者に先に報告をするという理解で間違いありませんでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |